

18. 中山間地域等直接支払交付金

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度 28,460百万円）

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。令和9年度から、水田政策の見直しの中で**条件不利の実態に配慮し、支援を拡大**します。

<事業目標>

- 耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

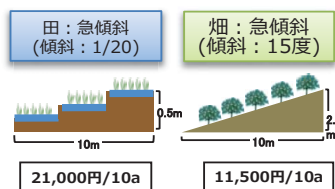
<事業の内容>

<令和9年度の見直し（新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み）>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し**、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。また、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を支援します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



〔「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

【対象地域】中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

<事業の流れ>



農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、**地域の営農や共同活動が将来にわたって継続**できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、**プッシュ型で取り組む**など、次の対策を講じます。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**

地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

中山間直接支払・多面的機能支払共通

プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**

- ・ **全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**
- ・ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定に**こだわらず個別協定も推進**

返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地ののみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**

一体的実施の推進

- ・ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る
- ・ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

〔お問い合わせ先〕農村振興局地域振興課（03-3501-8359）